

東北電力株式会社
女川原子力発電所
平成29年度(第3回)保安検査報告書

平成30年2月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 女川原子力発電所の設備及び運転概要	1
3. 保安検査内容	2
4. 保安検査結果	2
(1) 総合評価	2
(2) 検査結果	4
(3) 違反事項	11
5. 特記事項	11

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年11月27日 (月)

至 平成29年12月 8日 (金)

(2) 保安検査実施者

女川原子力規制事務所

藤 波 章

田 上 博 志

野 田 正 徳

前 澤 直 人

佐々木 正克

大 江 勇 人

東通原子力規制事務所

大 場 國 久

山 本 晋 児

種 市 隆 人

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

小 坂 淳 彦

杉 岡 雄 仁

畠 山 凌 輔

2. 女川原子力発電所の設備及び運転概要

号 機	出 力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
1号機	52.4	昭和59年6月	運転期間 — 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (平成23年9月10日～)
2号機	82.5	平成7年7月	運転期間 — 停止期間 (平成22年11月6日～) 施設定期検査期間

			(平成22年11月6日～)
3号機	82.5	平成14年1月	運転期間 — 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (平成23年9月10日～)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、以下に示す検査項目において、立入り、物件検査及び関係者への質問により保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む。)
- ② 内部監査の実施状況(本店検査)
- ③ 調達管理の実施状況
- ④ 文書・記録管理の実施状況
- ⑤ 協力企業従業員への保安教育
- ⑥ 管理区域の設定及び解除(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)」「内部監査の実施状況(本店検査)」「調達管理の実施状況」「文書・記録管理の実施状況」「協力企業従業員への保安教育」及び「管理区域の設定及び解除(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。なお、本店検査は東通原子力規制事務所と合同で実施した。

検査の結果、「マネジメントレビューの実施状況(本店検査)」については、要領等に従い、平成29年度上期マネジメントレビューのインプットとして、「監査の結果」「予防処置および是正処置の状況」等の10項目についてその実施状況を評価し、課題及び対応方針としてまとめていることを、「平成29年度上期マネジメントレビューのインプット」等により確認した。

また、これらのインプット、課題及び対応方針等は平成29年11月22日に開催された原子力安全推進会議において審議され、同日付で社長から平成29年度上期マネジメントレビューのアウトプットが発出されたこと、「原子力安全に関する品質方針」等は現状どおりとするこ

と等を、「平成29年度(上期)原子力品質マネジメントレビューのアウトプット」、議事録等により確認した。

「平成29年度上期マネジメントレビューのインプット」においては、女川及び東通原子力発電所における不適合の発生件数、不適合区分別件数、平成21年度以降の発生件数推移、要因別発生状況、発見から1年以内の処置の状況等が記載されているものの、その内容が状況の説明に留まっているため、気付き事項として不適合の発生低減等の改善につなげるためにより一層のデータ分析を行うよう指摘した。

また、実施部門の管理責任者である火力原子力本部長にインタビューを実施した。

「内部監査の実施状況(本店検査)」については、要領等に従い、平成28年度の内部監査計画が策定され、監査計画に基づき原子力QMS組織全体で27件の監査が実施され、文書管理・記録管理、業務の計画・実施等に関する事項を含む不適合2件、改善要望24件、良好事例6件及び気付き20件という結果であったことを「平成28年度下期 原子力品質監査実施結果について(報告)」より確認した。

また、平成29年度の内部監査計画については、前年度の監査結果の評価を踏まえ、重点監査項目として、文書管理・記録管理、業務の実施・計画等の監査項目が選定されていること、前年度の主要な課題から、不適合状況を含むPI(パフォーマンス指標)等を注視し、組織のパフォーマンスに着目して実施状況を確認するとしていることを「平成29年度 原子力品質監査計画」等により確認した。

平成29年度上期の内部監査の実施状況については、監査計画に基づき、原子力QMS組織全体で10件の監査が実施され、不適合0件、改善要望3件、良好事例4件及び気付き9件という結果であったことを「平成29年度上期 原子力品質監査実施結果について(報告)」により確認した。

また、内部監査部門の管理責任者である原子力考査室長にインタビューを実施した。

「調達管理の実施状況」については、「原子力QMS 調達管理要領」に発注形態別の業務フロー、グレード区分に応じた要求項目、供給者の評価・選定方法等が定められていることを確認した。

新規制基準適合に向けて行われている工事でグレード区分Ⅰの中から「女川2号機高圧代替注水系設備設置工事」及び「女川2号原子炉建屋耐震裕度向上工事のうち屋根トラス改良工事」を選択して、一連の調達業務の確認を行った。仕様書に調達要求事項を明確にした上で、現場説明会を通して供給者に提示していることを確認した。また、供給者から提出され、事業者が承認した検査要領書、工事要領書により物品の製作管理、工事の施工管理が確実に実施されていることを確認した。

「文書・記録管理の実施状況」については、「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」等に基づき実施していることを直近のレビュー結果に関する記録、最新文書の保管管理状況を電子台帳等により確認した。

適切な版の使用管理については、工事施工現場で掲示している工事要領書と事業者が管理している工事要領書の一部内容に不整合が生じていることを確認した。

承認文書の変更時の情報管理に課題があることが判明したことから気付き文書を発出し、原因究明と再発防止対策を今後の保安調査・保安検査で確認する。

「協力企業従業員への保安教育の実施状況」については、協力企業従業員への保安教育が、原子炉施設の運転、管理及び作業を円滑に行うために必要な教育として適切に実施されていることを記録により確認した。

保安教育については、保安教育実施要領に教育内容、業務手順等を定め、それに基づき実施していることを記録により確認した。また、保安教育資料については、法令改正、保安規定改正等が行われた場合、レビューを行い、必要に応じて教育の見直しを実施していることを確認した。

「管理区域の設定及び解除」については、管理区域の設定および解除及び管理区域内における区域区分等の実施状況について、関連文書、記録及び現場管理状況の確認を抜き打ち検査として実施した。

手順書に従い、管理区域区分の変更、作業区画、標識の掲示及び汚染拡大防止の措置等を適切に管理していることを記録及び2号機原子炉建屋の2個所で確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転処理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。また、定例試験(1号機非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験)に立会い、定められた手順に従って問題なく実施されていることを確認した。

今回の保安検査開始前に工事要領書の内容を変更する際に正規の改訂・承認の手続きを取らず、ページの差し替えのみを行ったために、事業者の保管している要領書と協力会社が現場に掲示した要領書の内容に相違があったという不適合事象を確認したことから保安検査では「調達管理の実施状況」「文書・記録の管理の実施状況」において、同様の事象が発生していないことをマニュアルや承認図書、現場での抜き取り調査により確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)

事業者の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確認するために、経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることを、平成29年度上期のマネジメントレビューの実施状況及び社長アウトプット、さらに、管理責任者から発出された指示事項等を通して確認することとし、東通原子力規制事務所と合同で検査を実施した。

検査の結果、マネジメントレビューに係る仕組みについては、平成25年7月以降「原子

力QMS マネジメントレビュー要領」及び「実施部門マネジメントレビュー実施要領」において、品質保証技術基準の施行反映や安全文化に関する位置づけの変更等により、それぞれ3回及び8回の改正が行われていることを改正来歴表、改正案に対する事前コメント依頼、QMS 文書改正審議依頼、原子力品質保証会議議事録等により確認した。

平成29年度上期マネジメントレビューについては、「原子力QMS マネジメントレビュー要領」及び「実施部門マネジメントレビュー実施要領」に従い実施されているかについて確認した。

平成29年度上期マネジメントレビューのインプットは、「監査の結果」「原子力安全の達成に関する外部の受け止め方」「品質目標の達成度」「予防処置および是正処置の状況」「前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ」等の10項目のレビュー項目についてその実施状況を評価し、実施部門と内部監査部門それぞれの課題及び対応方針としてまとめていることを、実施部門と内部監査部門の「平成29年度上期マネジメントレビューのインプット」「平成29年度上期品質保証活動を踏まえた主要な課題」等により確認した。

発電所長レビューについては「原子力QMS マネジメントレビュー要領」及びその下位文書である「実施部門マネジメントレビュー実施要領」「発電所長レビューマニュアル」等に従って、実施されていることを平成29年10月3日、5日、10日及び20日に発電所の品質保証会議議事録で確認した。レビュー用資料は、品質保証総括グループが各部に対して依頼し、提出された資料を取りまとめた上で品質保証部長の確認を受けてインプットとしていることを確認した。発電所長のアウトプットは、ヒューマンエラー事象の再発防止対策の定着・風化防止を図るため、ヒューマンパフォーマンスツールの定着やチェック(C)と積極的な改善(A)を意識したPDCA活動を推進し、品質保証活動の強化を図る等、品質マネジメントシステム及びプロセスの改善、業務の計画及び実施にかかわる改善、資源の必要性の3項目が示されていることを確認した。

また、これらのインプット、課題及び対応方針等は平成29年11月22日に開催された原子力安全推進会議における平成29年度上期マネジメントレビューにおいて審議され、同日付けで社長から平成29年度上期マネジメントレビューのアウトプットが発出されたこと、「原子力安全に関する品質方針」等は現状どおりとすること、管理責任者(火力原子力本部長)から社長アウトプットに基づく指示事項が発出されたことを、「平成29年度(上期)原子力品質マネジメントレビューのアウトプット」、原子力QMS 指示票、議事録等により確認した。

「平成29年度上期マネジメントレビューのインプット」においては、女川及び東通原子力発電所における不適合の発生件数、不適合区分別件数、平成21年度以降の発生件数推移、要因別発生状況、発見から1年以内の処置の状況等が記載されているものの、その内容が状況の説明に留まっているため、気付き事項として不適合の発生低減等の改善につなげるためにより一層のデータ分析を行うよう指摘した。

また、実施部門の管理責任者である火力原子力本部長にインタビューを実施した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

② 内部監査の実施状況(本店検査)

事業者の保安活動について、自らを客観的に評価するための内部監査が適切に計画され、実施されているかを確認するために、平成28年度の内部監査の実施計画に対する実施状況を確認するとともに、平成28年度の実施結果を踏まえた平成29年度の計画への反映状況及び上期の内部監査の実施状況について確認することとし、東通原子力規制事務所と合同で検査を実施した。

検査の結果、内部監査に係る仕組みについては、関連する「内部監査要領」において、至近2年間に、監査計画、監査実施報告等に関する報告及び承認行為の記載適正化や監査実施フローの記載適正化等の4回の改正が行われていることを改正履歴表、決定書及び決定書添付の新旧比較表により確認した。

平成28年度の内部監査計画については、「内部監査要領」に基づき前年度の監査結果、トラブルの再発防止対策の実施状況等を含む監査計画が策定されており、再発防止対策の実施状況としては、女川原子力発電所の所内電源停電事象、不適切なケーブル敷設等に係る再発防止対策の実施状況が選定されていることを「平成28年度原子力考査計画」、決定書等により確認した。

このうち平成28年度の内部監査の実施状況については、上述の監査計画に基づき、原子力QMS組織全体で27件の監査が実施され、文書管理・記録管理、業務の計画・実施等に関する事項を含む不適合2件、改善要望24件、良好事例6件及び気付き20件であったこと、再発防止対策の実施状況については追加対策等について継続して確認すること等を「平成28年度下期 原子力品質監査実施結果について(報告)」により確認した。

そのうち女川原子力発電所に対しては11件の監査が実施され、不適合1件、文書管理・記録管理に関する事項を含む改善要望13件、良好事例4件及び気付き4件という結果であった。不適合1件及び改善要望の13件については改善措置を完了し、原子力考査室に報告していることを通知メール及び聴取により確認した。

平成29年度の内部監査計画については、前年度の監査結果の評価を踏まえ、重点監査項目として、文書管理・記録管理、業務の計画・実施等の監査項目が選定されていること、前年度の主要な課題から、不適合状況を含むPI(パフォーマンス指標)等を注視し、組織のパフォーマンスに着目して実施状況を確認するとしていること、WANO(世界原子力発電事業者協会)コーポレートピアレビューにおけるAFI(要改善事項)に対する改善のための取組状況を確認する等の反映がされていることを「平成28年度下期原子力品質監査実施結果について(報告)」「平成28年度下期 品質保証活動を踏まえた主要な課題」「平成29年度 原子力品質監査計画」等により確認した。

平成29年度上期の内部監査の実施状況については、上述の監査計画に基づき、原子力QMS組織全体で10件の監査が実施され、不適合0件、改善要望3件、良好

事例4件及び気付き9件であることを「平成29年度上期 原子力品質監査実施結果について(報告)」により確認した。

そのうち女川原子力発電所に対しては4件の監査が実施され、不適合0件、改善要望1件、良好事例2件及び有効性評価に関する事項を含む気付き5件という結果であり、改善要望1件は現在検討中であることを確認した。

また、内部監査部門の管理責任者である原子力考査室長にインタビューを実施した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

③調達管理の実施状況

発電所内において、新規規制基準適合に向けた工事等が実施されており、多くの調達が行われていることから、保安規定第3条7. 4項に定めている「調達」が適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、調達業務は「原子力QMS 調達管理要領」に従って実施されており、本要領の中に物品購入や工事請負、委託契約等の発注形態ごとに、調達プロセスのフロー、重要度に応じたグレード区分、供給者の評価・選定、調達要求事項や検証の基本方針等が定められていることを確認した。また、供給者の品質保証に関する監査は「原子力QMS 供給者監査要領」に従って実施されていることを「平成29年度女川原子力発電所供給者監査計画」「平成29年度東北発電工業株式会社女川支社品質保証監査実施報告書」等により確認した。

新規規制基準適合に向けて行われている工事の中からは「女川2号機高圧代替注水系設備設置工事」「女川2号原子炉建屋耐震裕度向上工事のうち屋根トラス改良工事」の二つの工事を選択して、調達業務の実施状況の確認を行った。

どちらの工事も、業務計画書及び設計・開発計画書を作成して、業務に対する要求事項を明確にした上で、実施体制、業務フロー、スケジュール等が定められていることを「女川2号高圧代替注水系設備設置工事(業務計画書および設計・開発計画書)改正7」「女川原子力発電所 主要建屋の耐震安全性向上に係る業務計画書Rev. 7」「女川原子力発電所 主要建屋の耐震安全性向上に係る設計・開発計画書Rev. 8」等により確認した。

供給者の選定については、グレード区分Ⅰの調達として「供給者能力評価表」を作成し、技術的能力、品質マネジメントシステムの構築・運用・維持及び業務実績の3項目について評価・再評価を行っていることを確認した。

調達要求事項は仕様書の中に明記しており、基本設計又は実施設計のアウトプット、検証に必要な試験・検査、記録・報告等に関する事項が含まれていることを「女川原子力発電所第2号機高圧代替注水系設備設置工事 購入仕様書」「女川原子力発電所2号機原子炉建屋耐震裕度向上工事のうち屋根トラス改良工事 工事仕様書」等により確認した。

物品の製作管理及び施工管理に関しては、仕様書に基づいて供給者から提出され、

事業者が承認した検査要領書及び工事要領書に従ってポンプ等の製作管理及び現地工事の施工管理を実施していることを「女川原子力発電所第2号機高压代替注水系ポンプ(TWL型)工場性能試験立会検査要領書」「女川原子力発電所2号機原子炉建屋耐震裕度向上工事のうち屋根トラス改良工事 鉄骨工事施工要領書Rev. 1」等により確認した。

「女川2号機高压代替注水系設備設置工事」では、建屋内に据付けが完了した高压代替注水系ポンプについて、海外他プラント等で第2段インペラ羽部にき裂が発生した事例を踏まえ、工場に搬出して検査を行ったところ、同様の部位にき裂が発生していることが判明した。事業者は本事象を区分Ⅲの不適合事象として取り扱い、インペラの構造設計不良という原因を確認し、不適合処置として設計変更したインペラの取替えを実施した。また、是正処置として、

a) 設計変更したインペラの耐久試験、性能試験、分解検査

b) 当該ポンプの他の回転体部品についての設計検証(FEM解析)

を実施し、設計変更したインペラや当該ポンプの他の回転体部品に問題がないことを確認していることを「詳細票(不適合処置)2号高压代替注水系ポンプ第2段インペラ羽部のき裂」により確認した。

なお、保安検査前に女川原子力発電所2号機において、工事要領書の内容を変更する際に正規の改訂・承認の手続きを取ることなく、ページの差替えのみが行われたために、事業者の保管している要領書と協力会社が現場に掲示した要領書の内容に相違があったという不適合事象が発生した。今回の調達管理の実施状況の検査では、事業者が協力会社に対して「工事共通仕様書」の中で「要領書等の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当社に連絡し、承認を得なければならない」と要求していることを確認した。また、選択した二つの工事で使用されている工事要領書類が、適切に改訂された最新版であり、作業現場で使用されているものと相違のないことを確認した。事業者は、不適合処置として他の工事要領書についても同様の事象がないか調査を行うと共に、是正処置を検討していることから、その実施状況については今後の保安調査・保安検査で確認していくこととした。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

④文書・記録管理の実施状況

文書・記録管理の実施状況については、事業者が品質マネジメントシステムの効果的運用のために要領書及び記録が必要と判断し、それを文書化した場合、その管理を行うことが保安規定第3条4. 2. 3及び4. 2. 4で求められている。情報を文書化又は更新する場合、適切に識別された管理が実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、QMS文書体系図によって二次文書、三次標準文書及び三次個別文書が明確にされていることを確認した。

文書レビューのプロセスについては「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」及び下

位文書である「文書管理・記録管理運用要領書」に基づき文書レビューの審査及び承認のプロセスが適正に実施されていることを「文書管理・記録管理運用要領書(第 50 回改正)」「放射性液体廃棄物管理手順書(第 36 回改正)」等の改正手続き時の決定書、改正手続き時のレビュー結果及び新旧比較表により確認した。

文書・記録の識別管理については「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に標準文書の名称、様式、作成上の留意点及びレビューの観点を明記し、具体的な文書の付番体系や名称設定のルールについても同要領の別紙において明確化されており、実際の運用が要領に基づき実施されていることを「文書管理・記録管理運用要領書」「放射性液体廃棄物管理手順書」等により確認した。また、QMS文書の改正等が行われた際に関係者に改正文書名、改正年月日、改正内容等を社内に周知していることを文書システム(H.A.N.D.S)メール発出文により確認し、最新文書の保管管理状況を執務室、文書保管管理の委託先、文書保管庫及び電子台帳により確認した。

適切な版の使用管理については、前述のとおり、2号機において、工事要領書の内容を変更する際に正規の改訂・承認の手続きを取らず、ページの差替えのみを行ったため、事業者の保管している要領書と協力会社が現場に掲示した要領書の内容に相違があった。文書の制定・改廃フローに基づき改訂すべきところ、手続きを踏まずに差替えにより変更したため、承認者のレビューが行われず承認行為と関係者への周知も行われていなかった。情報管理に課題があることから原因究明と再発防止対策を求めるため、気付きとして指摘し、今後の保安調査・保安検査で確認する。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

⑤協力企業従業員への保安教育

保安規定第120条に基づき協力企業従業員への保安教育が、原子炉施設の運転、管理及び作業を円滑に行うために必要な教育として適切に実施されているか確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、協力企業従業員に対する「入所時に実施する教育」及び「放射線業務従事者に対する教育」については「保安教育実施要領書」に教育内容、業務手順等を定め、それに基づき実施していることを「放射線業務従事者指定および管理区域立入許可申請書」等で確認した。また、保安教育の実施状況を確認するため、関係グループの課長が教育現場の立会を実施していることを「協力企業従業員への保安教育に係る保安規定遵守状況確認結果(報告)」の記録により確認した。

運転業務の補助のうち「放射性廃棄物処理施設等に関する業務」及び「燃料取替に関する業務」を行う協力企業従業員については、放射性物質による災害防止上重要な業務を行っていることから、その業務を受託する協力企業はあらかじめ対象者の「保安教育実施計画」を策定し、その内容を発電管理課長又は原子燃料課長が確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、発電所長の承認を得ていることを「協力企業従業員の保安教育計画」等により確認した。また、その実施結果を発電管理課長又は原子燃料課

長が確認し、年度ごとに発電所長に報告していることを「平成28年度保安教育実施報告書」等により確認した。

保安教育資料「協力企業保安教育入所時教育資料」「放射線防護教育テキスト」については、法令改正、保安規定改正等が行われた都度、教育内容について関係グループへレビュー依頼を行い、必要に応じて教育の具体的内容や教材の見直しを実施していることを「保安教育実施要領書」等により確認した。また、過去の不適合事例については「放射線防護教育テキスト」に追加しており、適切な情報を提供していることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

⑥管理区域の設定及び解除（抜き打ち検査）

管理区域の設定及び解除については、保安規定第93条管理区域の設定及び解除、同第94条管理区域内における区域区分並びに同第95条管理区域内における特別措置に基づき適切に実施及び管理されているか関連文書、記録及び現場管理状況を抜き打ち検査として確認した。

現場管理の実施状況については、2号機原子炉建屋内で保安規定第94条に基づく管理区域の区域区分が変更されているトラス室の HCW 系ⁱⁱ点検作業エリア(2Bから2D区域への変更)と CUWⁱⁱⁱポンプ室の CUW 系点検エリア(2Bから3D区域への変更)について確認した。

その結果、いずれの作業エリアにおいても「原子力QMS 放射線管理要領」の下位文書「管理区域設定手順書」「放射線下作業手順書」に従い、作業区域が適切に区画されていること、区域区分変更に係る必要な標識が掲示されていること及び床、壁、機器等に対して汚染拡大防止の措置が適切に実施されていることを確認した。また、作業従事者へ周知するために掲示されている管理区域区分図が区域区分変更に合わせて改訂されていることを確認した。

関連文書及び記録管理の実施状況については、管理区域の設定及び解除並びに管理区域内における区域区分及び管理区域内における特別措置について「管理区域設定手順書」「放射線下作業手順書」を確認すると共に「管理区域区分変更記録(兼通知書)」「区域区分変更連絡」「放射線作業日報」及び「放射線管理業務 月例報告書」により、適切なプロセスを踏まえて、設定、解除等の手続きが履行されていることを確認した。併せて、作業環境の測定に使用している測定機器については「放射線作業日報」により、作業前後の動作確認が実施されていることを確認した。

また、一時的な管理区域の設定及び解除については「一時的な管理区域設定承認申請書」「放射線管理記録」及び「一時管理区域設定について(依頼)」を確認し、適切なプロセスを踏まえて、一時的な管理区域の設定、解除の手続きが履行されていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

2)追加検査結果

なし

(3)違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	号 機	11月27日(月)	11月28日(火)	11月29日(水)	11月30日(木)	12月1日(金)	12月2日(土)	12月3日(日)
午 前	(1, 2, 3)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室及び原子炉施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室及び原子炉施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 <p>○調達管理の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 <p>○文書・記録管理の実施状況</p>	●中央制御室の巡視	
	本店		<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 <p>◎マネジメンレビューの実施状況(本店)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 <p>◎マネジメンレビューの実施状況(本店)</p>				
午 後	(1, 2, 3)	<p>◎マネジメンレビューの実施状況(発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●原子炉施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●原子炉施設の巡視 ●定例試験(1号機非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験)に立会い 	<p>○調達管理の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>○文書・記録管理の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 		
	本店		<p>○内部監査の実施状況(本店)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 				
勤務時間外	(1, 2, 3)				●中央制御室の巡視			

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ★:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程

月 日	号 機	12月4日(月)	12月5日(火)	12月6日(水)	12月7日(木)	12月8日(金)	12月9日(土)	12月10日(日)
午 前	(1, 2, 3)	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室及び原子炉施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室及び原子炉施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室及び原子炉施設の巡視 		
		◇(抜き打ち)管理区域の設定および解除	○協力企業従業員への保安教育	○調達管理の実施状況	○文書・記録管理の実施状況			
午 後	(1, 2, 3)	◇(抜き打ち)管理区域の設定および解除	○協力企業従業員への保安教育	○調達管理の実施状況	○文書・記録管理の実施状況			
		<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議 		
勤務時間外	(1, 2, 3)							

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ★:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

-
- i サプレッションチェンバ（圧力抑制室）が収納されている区域。
 - ii 床ドレン・化学薬品等を取扱う機器及び配管からの排水又は漏えい水を処理する系統。
 - iii 原子炉水の水質を維持するための浄化装置。